

共通的な施設等についての適用法令早見表

表紙へ戻る

※1. 労働安全衛生法は化学物質管理に係るもの、消防法は危険物管理に係るものについてのみ記載しています。

※2. 適用を受ける法令名は、環境法令サポートで掲載しているものに限っており、全ての法令について記載してわけではないので注意願います。

施設等区分	適用を受ける可能性のある法令				
事業場における事業活動全体	○廃棄物処理法	○省エネルギー法	○温暖化対策法		
容器包装	○資源有効利用促進法	○容器包装リサイクル法			
建物	○省エネルギー法	○建設リサイクル法	○労働安全衛生法 石綿則	○工場立地法(工場のみ該当)	○自動車NOx・PM法(特定建物関係)
緑地	○農薬取締法	○工場立地法(工場のみ該当)			
ボイラー	○大気汚染防止法	○騒音規制法(送風機がある場合)	○公害防止組織法(排出ガス量1万m3/時以上)	消防法(対象火気設備等)	○電気事業法 報告規則
貯油施設	○消防法	○水質汚濁防止法	○下水道(下水道に排水する場合)		
空調設備(冷媒にフロン類を使用)	○高圧ガス保安法	○騒音規制法(送風機がある場合)	○フロン回収破壊法		
廃棄物焼却炉	○ダイオキシン特措法	○廃棄物処理法	○大気汚染防止法	○下水道(下水道に排水する場合)	○PRTR法
	○労働安全衛生法	○悪臭防止法	○電気事業法 報告規則	消防法(対象火気設備等)	
排水処理施設	○水質汚濁防止法	○下水道(下水道に排水する場合)	○公害防止組織法(汚水等排出施設又は日平均排水量が1,000m3以上)		
汚泥脱水施設	○廃棄物処理法	○悪臭防止法	○水質汚濁防止法(産廃処理業者設置のもの)	○下水道法(下水道に排水する産廃処理業者設置のもの)	○電気事業法 報告規則(産廃処理業者設置のもの)
排気洗浄塔	○騒音規制法(送風機がある場合)	○悪臭防止法	○水質汚濁防止法	○下水道(下水道に排水する場合)	○土壌汚染対策法
	○電気事業法 報告規則				
指定施設(水濁法)	○水質汚濁防止法	消防法(過酸化水素などの危険物)	○毒物劇物取締法(水酸化ナトリウム、硫酸など)	○化審法(トルエン、ステレン等)	○安衛法(特化則(特定化学物質))
有害物質貯蔵指定施設(水濁法)	○水質汚濁防止法	消防法(ベンゼンなどの危険物)	○毒物劇物取締法(四塩化炭素、シアン化合物など)	○化審法(四塩化炭素、トリクロロエチレン等)	○安衛法(特化則(特定化学物質))
廃PCB保管庫	○PCB特措法	○廃棄物処理法	※電気事業法(使用中のPCB使用電気機器は電気事業法の規制を受ける)		
自動車	○自動車NOx・PM法	○自動車リサイクル法	○消防法(自家給油所がある場合)	○省エネルギー法(貨物輸送事業者の場合)	○温暖化対策法(特定貨物輸送事業者の場合)